

入札参加資格要件における手持ち工事件数の取扱い

小浜市では、特定の業者に受注が偏らないよう、また災害等における早急な復旧を行なうために、制限付き一般競争入札（事後審査型）において、手持ち工事件数の制限を行いません。

1 手持工事期間

落札および落札候補者となった時から検査合格となった日（終日）まで。

2 該当する業種等

小浜市が発注するすべての建設工事、ただし、次に該当する工事は手持ち工事に含まないこととします。

- ・ 随意契約により受注した工事
- ・ 競争入札により受注した当初契約金額が500万円以下の工事
- ・ 特定建設工事共同企業体として受注した工事
- ・ 業務委託として受注したもの

3 取り扱い内容

同一工種において手持ち工事件数が3件以上ある場合、制限付き一般競争入札（事後審査型）には参加できません。

同日に複数開札する場合は、同一工種において手持ち工事件数が3件となった時点で以後の制限付き一般競争入札（事後審査型）には参加できなくなります。

災害復旧工事発注では、上記制限とあわせて、災害復旧手持ち工事件数を2件とします。

制限する手持ち工事件数については、入札公告によりお知らせします。

4 その他

指名競争入札における落札には、手持ち工事の制限を行いません。

5 適用時期

平成24年4月1日以降に公告する制限付き一般競争入札（事後審査型）から適用します。